

催物開催届出書

1 内 容

体育館など劇場等以外の場所における演劇、映画その他の催物の開催をするときに使用します。

【根拠条文 条例第45条第3号】

2 手続き等

届出は次のような場合があります。

(1) 屋内の場合

劇場等以外の場合（学校の講堂など）で開催する場合

(2) 屋外の場合

例えば、球技場などのグラウンドに客席を設け、コンサート等を開催する場合

(3) (1)及び(2)のいずれかによって、講じる火災予防対策等の内容が変わってきます。

(4) 管轄の消防署所に提出します。

(5) 届出部数は2部とし、1部は内容の審査後、返却されます。

3 記入上の注意

◆ 客席の構造

いす席等の区別並びに固定式か否かを記入します。

◆ 消防用設備等又は特殊消防用設備等の概要

現在設置されている設備又は必要となる設備を記入します。

4 添付資料等

(1) 平面図（いす等の固定方法及び設置方法並びに通路の状況等が確認できる図面）

(2) 消防用設備等配置図 ※(1)の平面図に記入しても差し支えありません。

(3) 避難誘導員等配置状況 ※(1)の平面図に記入しても差し支えありません。

法 →消防法（昭和23年法律第186号）

政令→消防法施行令（昭和36年政令第37号）

規則→消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）

条例→新城市火災予防条例（平成17年条例第236号）

施行規則→新城市火災予防条例施行規則（平成17年規則第177号）